

# 「輸出入食品ラベル審査における操作規程」

日本貿易振興機構(ジェトロ) 上海センター 編

**※ 本資料のご利用にあたって**

本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

# 輸出入食品ラベル審査における操作規程

(国家品質監督検査検疫総局公表)

## 一、受理

(一) 受理機関: 各検査検疫機関または国家質検総局。

(二) 受理機関が審査する書類は、下記のとおり:

1. 「輸出入食品ラベル審査申請書」。
2. 製造会社及び販売会社の営業免許。
3. 食品ラベルのサンプル7組。ラベルサンプルは輸出入及び販売時に実際使用する完全なラベルサンプルでなければならない。
4. ラベルに特別強調される内容(たとえば、製品の成分が「純天然」であるとか製品が「高カルシウム」、「低糖」とするもの)あるいは、年式、酒齢、栄養証明(たとえば、ロイヤル特級、長期売れ行きが良い、法定生産地域、珍藏、\*\*指定産品)など、特性指標がある場合は、それについて有効な説明資料を添付しなければならない。
5. 輸入食品ラベル審査の追加書類: 製品の生産国(地域)の公的機関が販売を許可した証明書または原産地証明書。  
輸出食品ラベル審査の追加書類: 輸出企業の衛生許可証。

6. すべての申請書類には申請会社の社判が必要。すべての外国語内容は中国語に訳さなければならない。

食品ラベルサンプル以外の申請書類は2部とし、受理機関及び国家質検総局がそれぞれ1部を保有する。食品ラベルサンプルは7部で、受理機関が1部、国家質検総局が6部を保有する。

ラベルに表記する文字や図案、符号などは、判然とし、サンプルは平面形式で提出しなければならない。提出されたラベルサンプルには、証明書の作成に使用されるため、A4紙より大きい場合、あるいは、使用する材料が証明書の作成に不便な場合、あるいは実際の包装が平面展開しにくい場合は、写真やスキャニングなどの形式で提出し、ラベル上に縮小拡大比率を明記する。提出するラベルサンプルのサイズは、A4紙以下とする。

輸入食品ラベルは正本の翻訳文2部を提出し、受理機関および国家質検総局がそれぞれ1部を保有する。

輸入食品に元のラベルを貼り付けた上に中国語ラベルを追加して貼り付ける場合は、中国語ラベルは主要表示面の固定位置に貼り付け、貼り付けた後の完全な形となったラベルサンプルを提示する。食品輸入時に貼り付ける位置と内容は、審査を受けて合格したラベルと一致しなければならない。貼り付ける中国語ラベルが元のラベルを覆い隠す場合は、元のラベルの外国語内容の対訳を再度する必要はない。

(三) 告知

申請書類が完備していない、あるいは要求を満たしていない場合、その場で告知または5営業日以内に「輸出入食品ラベル審査申請書類の補足訂正告知書」(付属書1参照)を発行し、申請者に補足訂正のすべての内容を一回で告知しなければならない。期限内に告知しなければ、申請書類を受け取った日から受理したものとされる。

(四) 受理。

受理機関は、申請者が提出した書類が完備しているか、ラベルの形式が要求を満たしているかによって受理か不受理かを決定する。

1 受理決定

(1) 受理機関は、記入された申請書に番号をつける。申請書番号は、12 けたの数字で構成される: 前の4 桁は、受理局コードを表わし、第 5 から 8 けたは、年月の数字、第 9 から 12 けたは受付番号であって、受付番号は年毎に新しく編成する。

(2) 受理機関は、受理機関の専用印鑑を押印し日付を明記した「輸出入食品ラベル審査申請受理決定書」(付属書 2) および「食品ラベル審査検定用サンプル送付通知書」(付属書 3) を申請者に発行し、審査記録を作成する。

(3) 申請者は「輸出入食品ラベル審査受理決定書」に指定する口座番号に、食品ラベル審査費用を納付する。申請人は銀行送金票を2部コピーし、1 部のコピーは発行する領収書の宛名、連絡先、郵便番号、担当者及び電話番号を明記して受理機関に提出する。領収書は、総局の基準法規センターが発行して申請者に送る。もう1部のコピーは、行政許可決定書を受領するときまで所持する。

(4) 申請者は「食品ラベル審査検定用サンプル送付通知書」が指定する内容に基づいて関連手続きを行う。

(5) 申請者は「輸出入食品ラベル審査受理決定書」及び審査費交付済みの銀行送金票を持参して、行政許可決定書を受領する。

2. 不受理決定

受理機関は、受理しない申請に対し、受理機関専用印鑑を押印し日付を明記した「輸出入食品ラベル審査不受理通知書」(付属書 4) を申請者に発行する。

(五) 上申

1. 上申書類は下記の順序で装丁する:

(1) 食品ラベル審査費支払済送金票か電信為替証憑のコピー。

(2) 審査記録。

(3) 申請書。

(4) ラベルサンプル。

(5) その他の書類。

2. 申請書類の電子化処理: 受理機関は、国の電子化管理プロセスに基づいて、電子ファイルを作成する。

3. 申請書類及び電子ファイルは、7営業日以内に速達で国家質検総局に送達する。

## 二、審査

国家質検総局は、規定に基づいて、申請書類と審査意見及び検定結果を審査し、13営業日以内に、許可するかしないかの決定をする。許可する場合は「輸出入食品ラベル審査証書」を作成する;許可しない場合は「輸出入食品ラベル審査不合格通知書」を作成する。(サンプル検定の21営業日はこの期間に入れない)

国家質検総局は申請書類を重複して提出することを申請者に要求してはならない。

## 三、証書の交付及び不合格通知

(一)7営業日以内に「輸出入食品ラベル審査証書」あるいは「輸出入食品ラベル審査不合格通知書」を受理機関に送付する。受理機関は3営業日以内に、上記証書を交付する。申請者が証書または不合格通知書を受領する時に「輸出入食品ラベル証書の受取書」に記入を求める(付属書5)。

(二)「輸出入食品ラベル審査不合格通知書」が交付された後、その審査作業は終了とし、再び申請する場合には新しい申請とみなされ、新たに申請書類を提出し、相応の審査費用を納付し、新たに申請書番号がつけられ、上申の際、元の「輸出入食品ラベル審査不合格通知書」は申請書類の中の銀行送金票の次につける。

## 四、公示

(一)受理機関は、受理した事務所において食品ラベル審査の関連事項を公示しなければならない。公示書類は、国家局が統一して印刷する。(付属書6)

(二)審査した結果は質検総局のウェブサイト上で公示される。